傍 聴 要 領

第３６回佐賀県総合教育会議

１　傍聴する場合の手続

（１）会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに受付を行い、事務局の承諾を得た上で、会場に入室してください。

（２）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第、終了します。

２　会議を傍聴するに当たり守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

（１）会議開催中は、静粛に傍聴するものとし、拍手その他の方法により、言論に対して賛成、反対の意向等を表明しないこと。

（２）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

（３）会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

（４）携帯電話等の電源を切ること。

（５）写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事務局の許可を得た場合は、この限りでない。

（６）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

３　会議の秩序の維持

（１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。

（２）傍聴者が上記２に違反したときは、退場していただく場合があります。

４　その他

・発熱や風邪のような症状がある方は、傍聴をご遠慮いただくようお願いします。